

宮城県森林審議会森林保護部会の審議状況について

- 報告事項 1 : 宮城県防除実施基準の変更 (案) について
- 報告事項 2 : 高度公益機能森林の区域の指定 (案) について
- 報告事項 3 : 令和 6 年度農林水産大臣命令の区域 (案) について

宮城県森林審議会森林保護部会

水産林政部森林整備課

○報告事項 1

宮城県防除実施基準の変更（案）について

1 特別防除を行うことができる森林の区域の変更について

宮城県防除実施基準「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域」に定める区域を変更するもの。

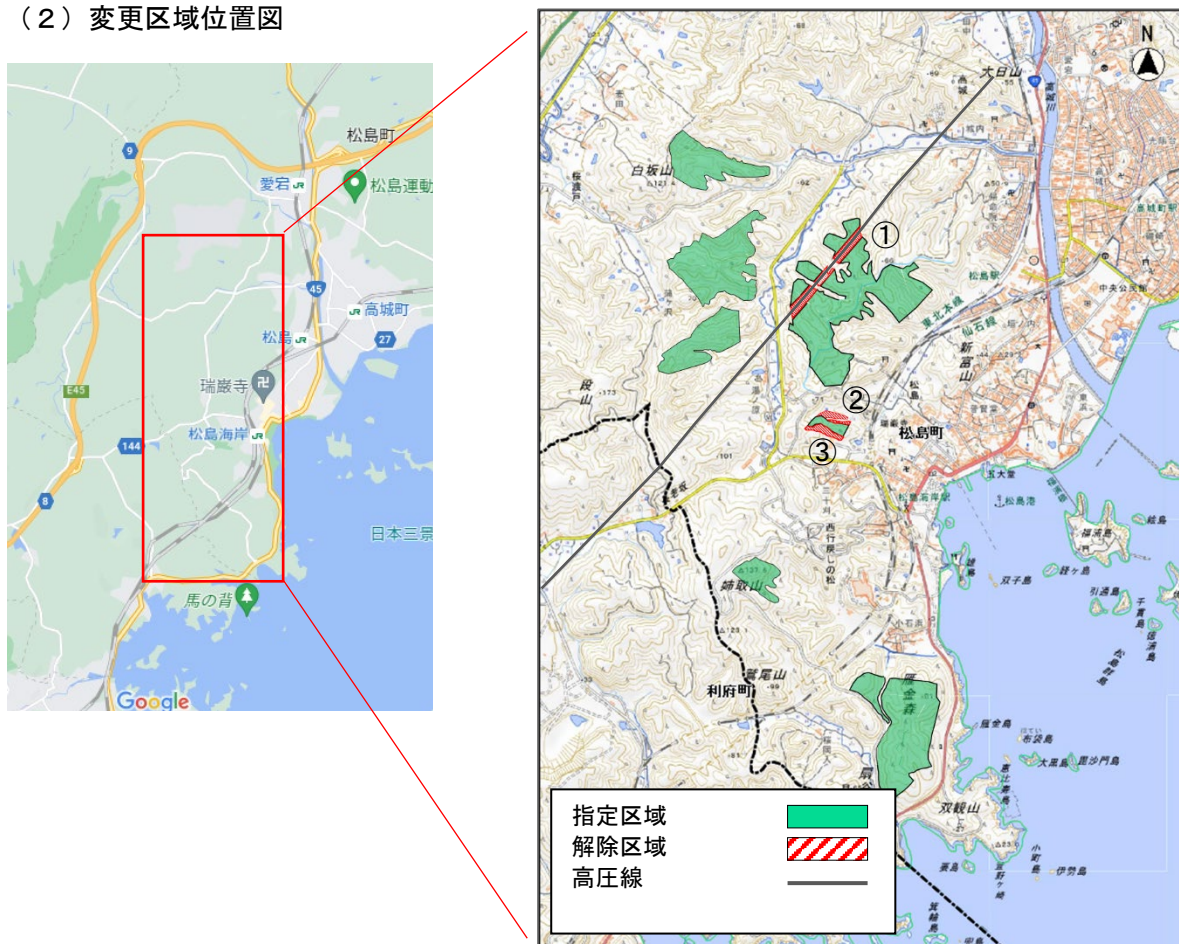
(1) 対象区域

【宮城郡松島町】

- ① 高圧線下及び近接区域の指定解除(0.54ha)
- ② 小班内のマツの減少に伴い、広葉樹林化が進んだ区域の指定解除(0.35ha)
- ③ 町営駐車場に隣接する区域の指定解除(0.45ha)

上記見直しにより 79.91ha から 78.57ha に変更する。(計 1.34ha)

(2) 変更区域位置図



Google マップ及び宮城県森林クラウドシステムの地形図を加工

■ 変更区域一覧

変更後				変更前			
所在地		面積 (ha)	区域	所在地		面積 (ha)	区域
市町村名	旧市町村名			市町村名	旧市町村名		
宮城郡	松島町	78.57	1林班 ハ-1,2,3,4 ニ-1,4 ホ-2 ヘ-1 リ-4,5 2林班 ニ-6,7,8 3林班 イ-2 4林班 イ-3,6,7 5林班 イ-1 ロ-16,18 ハ-1 チ-4,5,6 リ-5-1,6-1,9 6林班 ロ-1,2 ホ-5,6,7,8,9 ヘ-1,3,5,6,9 7林班 イ-19,20,24,25	宮城郡	松島町	79.91	1林班 ハ-1,2,3,4 ニ-1,4 ホ-2 ヘ-1 リ-4,5 2林班 ニ-6,7,8 3林班 イ-2 4林班 イ-3,6,7 5林班 イ-1 ロ-16,18 ハ-1 チ-4,5,6 6林班 ロ-1,2 ホ-5,6,9 ヘ-1,3,5,6,9 7林班 イ-19,20,24,25

※下線箇所：林小班の記載を正したもの（区域の変更なし）

【解除予定現況写真】



① 高圧線下及び近隣区域の現況



② 広葉樹林化が進んだ区域



③ 町営駐車場の状況



③ 町営駐車場に隣接する区域

○ 報告事項 2

高度公益機能森林の区域の指定（案）について

1 海岸防災林の高度公益機能森林について

【指定理由】

- (1) 海岸防災林区域の指定を大字名に変更するもの（朱書き）
 - ・現在、森林計画等を現況に合わせ、林小班の補正や変更等を行う適正化業務を県で実施しており、当面の間、林小班の表記が流動的であることから、事業の実施に支障が生じないように、変更する。
- (2) 震災復旧により新たに造成された海岸防災林を指定するもの（凡例：）
 - ・保安林として指定されており、マツ林の機能の維持・向上を図るため。
- (3) 地区保全森林として指定している海岸防災林を高度公益機能森林へ編入するもの（凡例：）
 - ・県による一体的な管理により円滑な事業推進を図るため、市町村で管理している地区保全森林の指定を解除し、当該森林に編入する。

【指定箇所（海岸防災林）】

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		区 域	面積 (ha)	所 在 地		区 域	面積 (ha)
市町村名	旧市町村名			市町村名	旧市町村名		
仙台市	宮城野区	宮城野区蒲生 宮城野区岡田	92.13	仙台市	宮城野区	13林班 イ1・イ1-1・イ1-2・イ2・イ3・イ3-2・イ3-3・イ3-4・イ3-5・ イ3-6・イ4・イ5・イ6・イ7・イ8・イ9・イ10・オ1・ハ1・ハ1-1・ ハ1-2・ハ2・ハ3・ニ1・ニ1-1・ホ1・ホ1-1・ホ1-2・ホ1-3・ ホ1-4・ホ2・ホ4・ヘ1・ト1・ト2・チ1・チ4	36.52
仙台市	若林区	若林区荒浜 若林区井土	12.04	仙台市	若林区	1林班 ニ1・ニ2・ニ2-2・ヌ4・ヌ5・ヲ1・ヲ2・ヲ3・ヲ4・ヲ5・ヲ6・ヲ7・ヲ8・ヲ9 2林班 ニ1・ニ2・ニ3・ニ4・ニ5・ニ6・ニ7・ニ8・ニ9・ニ10・ニ11・ニ12・ニ13・ ニ14・ニ15・ニ16・ニ17・ニ18・ニ20	9.54
名取市		下増田	58.63	名取市		66林班 イ1・オ1・オ1-1・オ1-2・オ2・オ2-2・オ3・オ4・オ5・ハ1・ハ2・ハ3・ ニ1・ホ1・ヘ1・ヘ1-1・ヘ1-2・ヘ1-3・チ1・リ1・リ1-1・リ1-2・リ2・ ヌ2・ヌ3・ヌ4・ヌ5・ヌ6・ル1・ル1-1・ル2・ル3・ル4・ル5・ル6・ル7・ ル8・ル9・ル10・ル11・ル12・ル13・ル14・ル16・ル17・ル18・ ル19・ル20・ル21・ル22・ル23・ル24・ル25・ル26・ル27・ル28・ ル29・ル30・ル31・ル32・ル33・ル34・ル35・ル36・ル37・ル38・ ル39・ル40・ル41・ル42 69林班 イ2・イ7・イ7-1・イ7-2・イ8・イ9・イ9-1・イ11・イ11-1・ イ11-2・イ11-3・イ12・イ13・ハ1・ハ1-1・ハ2・ハ2-1・ハ3・ハ4	58.63
岩沼市		寺島 早股 押分 下野郷	134.85	岩沼市		31林班 イ1・イ2・イ3・イ4・イ5・イ8・イ12・オ1・オ2・オ4・オ5・オ6・オ7 32林班 イ1・イ2・イ3・イ4・オ10・オ11・オ12・オ13・オ14・オ15・オ16・ オ17・オ27・オ27-3・オ27-4・オ30・オ31・オ32・オ33・オ34・ オ35・オ36・オ37・ハ1・ハ2・ハ3・ハ4・ハ5・ニ1・ニ2・ニ3・ニ4・ニ7 ・ニ8・ニ9・ニ10・ニ11・ニ17-1・ニ18-1・ニ18-2 33林班 イ18・イ19・イ20・イ21・イ23・イ24・イ25-1・イ26・イ27・イ27-2 ・イ29・イ30・イ30-2	134.85
亶理町		吉田	78.92	亶理町		31林班 イ1・イ2・イ2-1・イ3・オ1・オ2・オ3・オ3-1・オ3-2・オ5・ハ1・ハ2・ ハ2-1・ハ3・ハ3-1・ハ4・ホ1・ホ1-1・ホ1-2 32林班 イ1-2・イ2・イ3・イ4・イ5・イ6・イ7・イ8・イ9・イ10・イ11・イ12・ イ13・イ15・イ16・イ17・イ20-1	78.92

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		区域	面積 (ha)	所 在 地		区域	面積 (ha)
市町村名	旧市町村名			市町村名	旧市町村名		
山元町		山寺 高瀬 坂元	118.44	山元町		33林班 イ1・イ2・Q2・Q2-1・Q3・Q4・Q4-1・A1・A2・A2-1・A5・A6・ A6-1・A7・A7-1・A8・A9・A10・A11・A11-1・A12・A13 ・A14・ホ1・ホ2・ホ4・ホ5-1・ホ5-2・ホ6・ホ7・ホ8・ホ9・ホ10・ ホ11・ト3・ト4・ト5・ト7・ト7-1・ト7-2・ト7-3・ト7-4・ト7-5・ト8・ ト8-1・ト10・ト10-1・ト10-2・ト10-3・ト12・ト13・ト13-1・チ1・ チ2・チ2-1・チ2-2・チ3・チ3-1・チ4	118.44
七ヶ浜町		12林班 ニ1・ニ2	3.14	七ヶ浜町		66林班 ニ43	0.15
		13林班 ル5-1・子2・子3・子4・子5・子 6・子7・子8・子9・リ3・リ4・リ5・ リ6・リ7・リ8・ヌ3・ヌ4					
東松島市	鳴瀬町	牛網 野蒜	45.99	東松島市	鳴瀬町	16林班 イ7・Q2・Q2-1・Q2-2・Q2-3・Q2-4・Q2-5・Q2-8・Q2-9・ Q2-10・Q2-11・Q2-12・Q2-13・Q4・Q8・Q9・Q13・Q14・	45.99
東松島市	矢本町	大曲	17.85	東松島市	矢本町	60林班 イ1・イ2・イ3・イ3-1・Q1・Q1-1・Q2・Q2-1・Q2-2・Q2-6・ Q2-7・Q3・Q3-1・Q4・Q4-1・Q4-2・Q5・Q5-4・Q5-5・ Q5-9・Q5-10・Q5-11・Q5-12・Q5-13・Q5-14・Q5-15 ・Q5-16・Q6-1・Q6-3・Q6-5・Q8・Q9	17.85
石巻市	河北町	長面	2.87	石巻市	河北町	-	-
石巻市	牡鹿町	十八成浜 鮫浦	0.41	石巻市	牡鹿町	3林班 ニ34	0.41
気仙沼市	気仙沼市	外畑・廻館 長崎・中山 松崎尾崎・岩月干岩田 波路上岩井崎 明戸・崎野 波路上杉ノ下 波路上向田 波路上向原 波路上野田 波路上内沼	22.41	気仙沼市	気仙沼市	128林班 イ1・イ20・イ20-1・A17・A18・A21・A22・A23・A24・ニ1・ ニ2・ニ4・ニ5・ニ6・ニ7・ニ8・ニ10・ニ12・ニ12-1・ニ12-2・ニ13・ ニ14・ニ39	3.82
気仙沼市	本吉町	本吉町沖の田 本吉町大谷 本吉町中島 本吉町下宿	3.24	気仙沼市	本吉町	-	-
南三陸町	歌津町	歌津板橋 歌津長柴	0.33	南三陸町	歌津町	-	-
南三陸町	志津川町	戸倉坂本	0.30	南三陸町	志津川町	-	-
合計			591.55 (+86.43)	合計			505.12

※七ヶ浜町においては、適正化業務による森林簿の整備が整っているため、林小班表記で指定します。

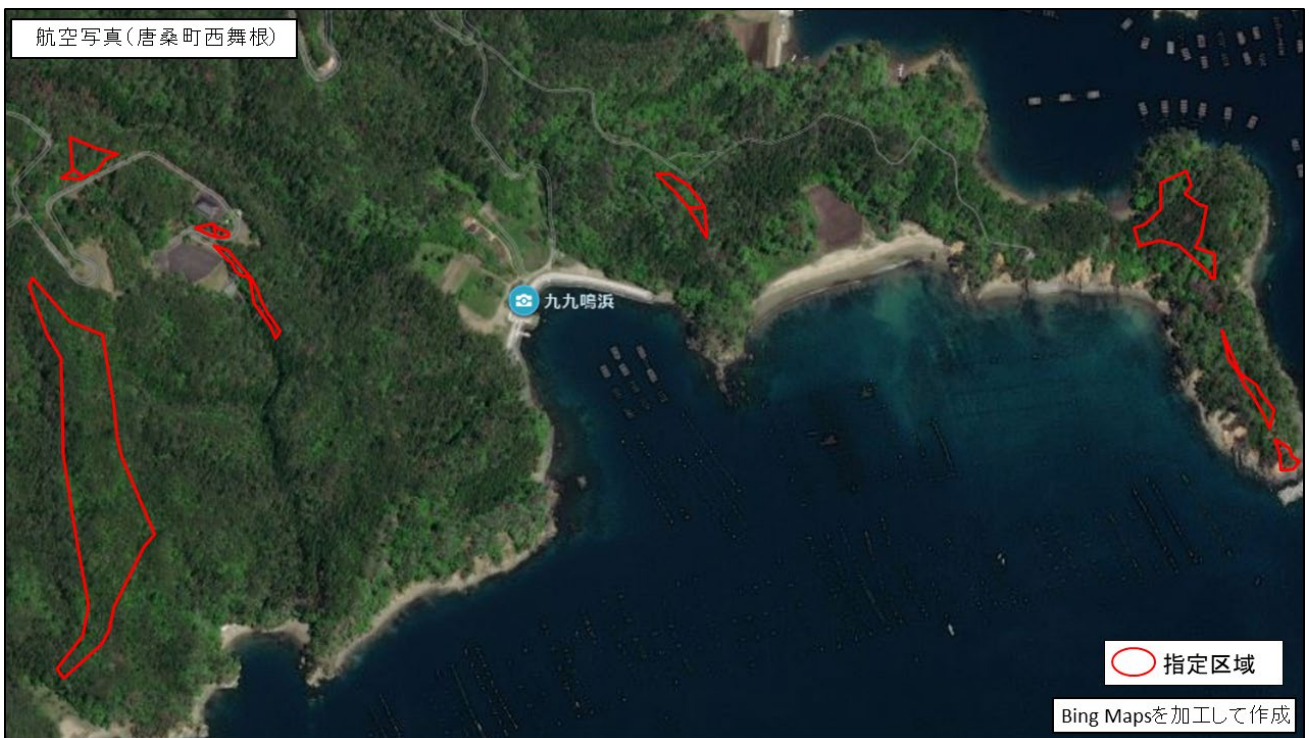
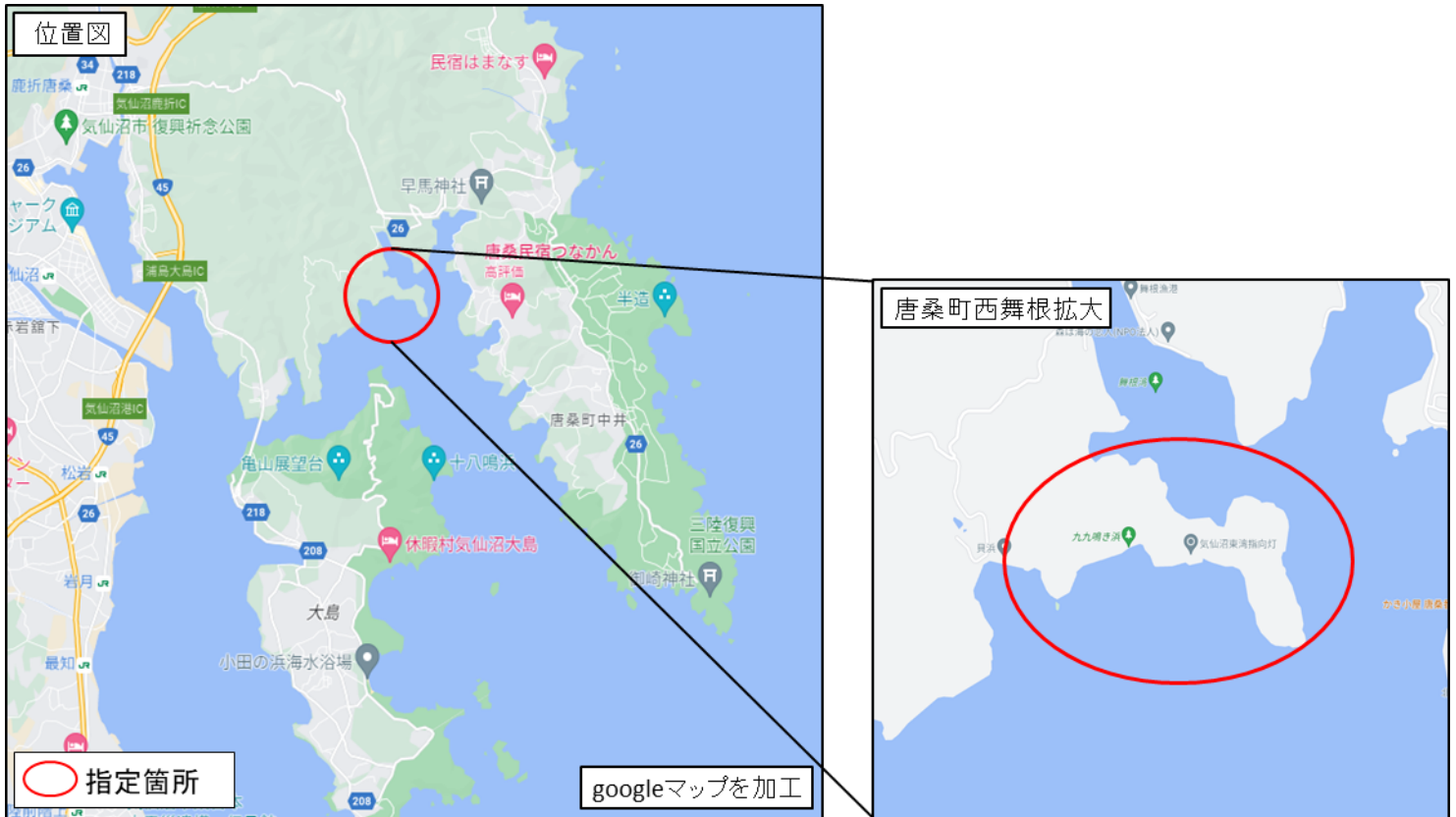


2 高度公益機能森林の指定について

【指定理由】

農林水産大臣命令の区域を追加するもの。

・当該林小班（計画図：赤色着色）は気仙沼市の観光地である「九九鳴浜」に近接するマツ林である。農林水産大臣から命令を受け防除事業を実施している区域にも隣接しており、当該箇所を含めた一体的な防除により、松くい虫被害拡大防止の効果を高めることで景観保全等を図るため指定するもの。



○報告事項3

令和6年度農林水産大臣命令の区域(案)について

1 事業概要

- ・農林水産大臣から命令を受け駆除を実施する。
- ・駆除については、林野庁と県が委託契約を締結し、県が実施する。

2 農林水産大臣命令区域の県の設定方針

- ・本県においては、太平洋沿岸部の被害最先端地域である気仙沼地域を対象に実施する。
- ・高度公益機能森林である。
- ・三陸復興国立公園、県立自然公園地域内にある重要なマツ林である。
- ・観光地など特に優先される地区である。

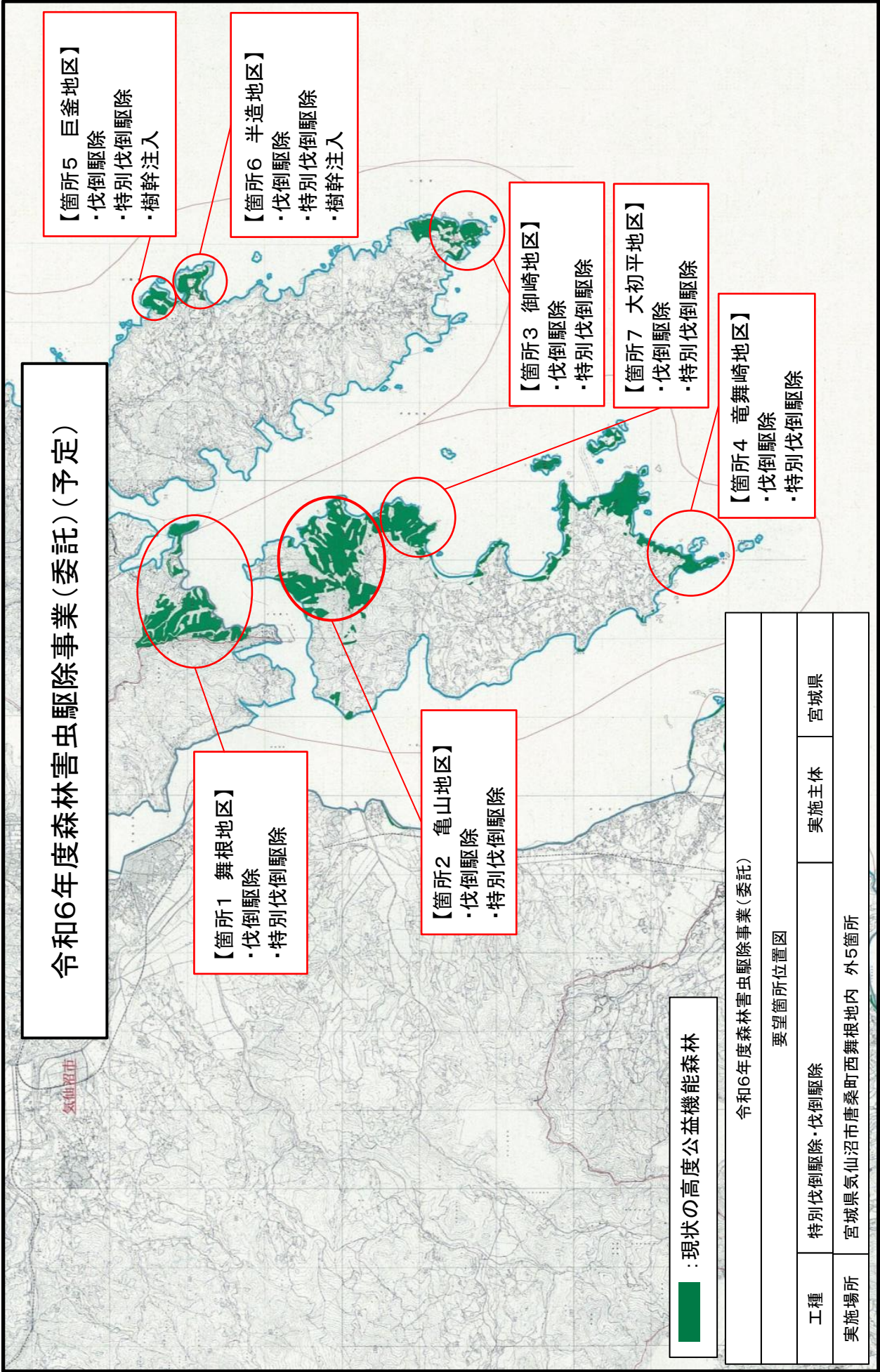
※設定区域隣接する箇所については、随時、視野森林所有者との調整により区域の追加を図っていく。
 なお、令和6年度区域については、舞根、亀山地区の民有林計17.06ha及び新たに大初平地区20.21haを追加する。



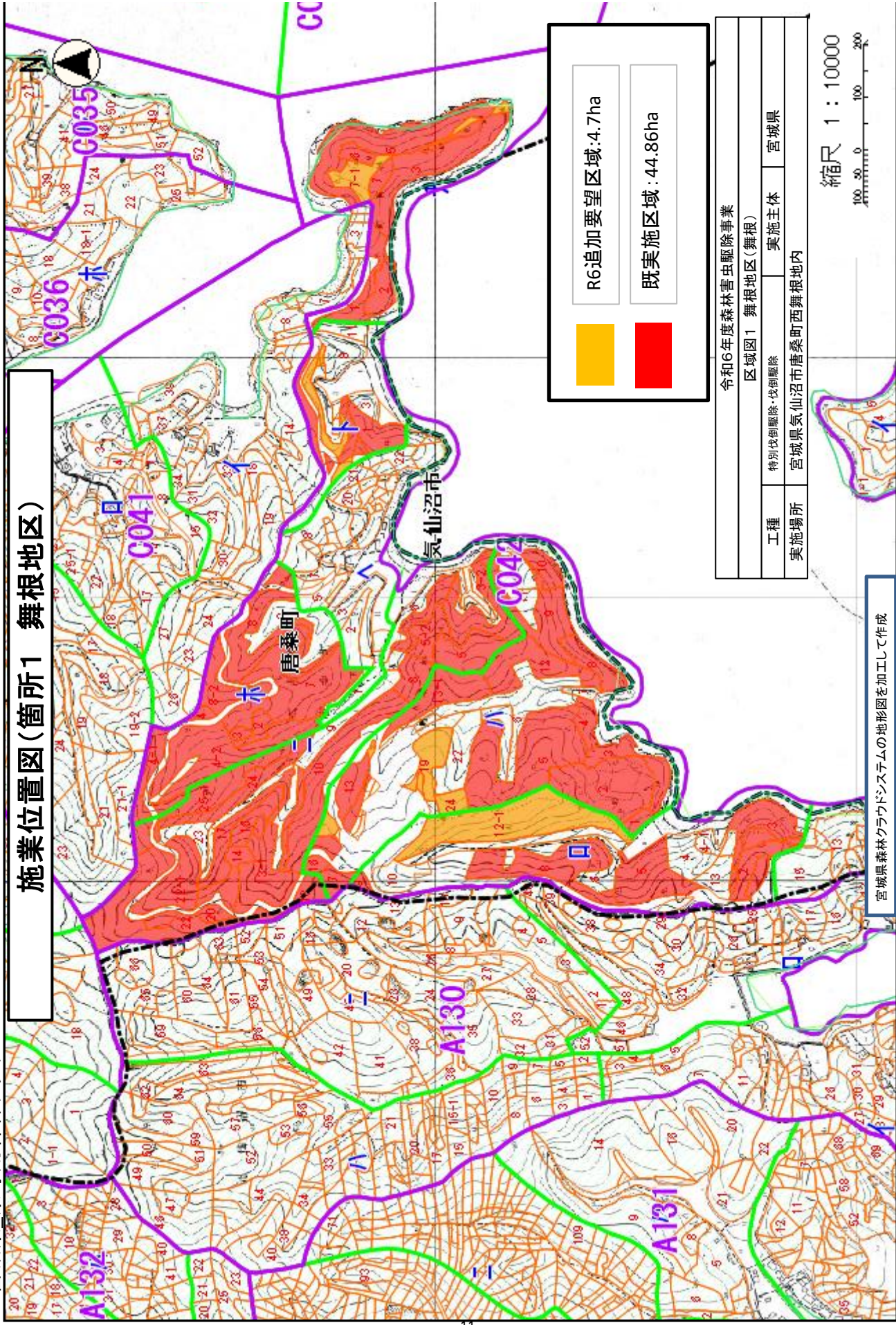
区域一覧

箇所	地区名	面積(ha)	地区の概要
1	舞根	49.56 ※うちR6追加(4.70ha)	県立自然公園内であり、区域付近にある九九鳴き浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
2	亀山	84.44 ※うちR6追加(12.36ha)	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所であり、区域にある十八鳴浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
3	御崎	18.25	三陸復興国立公園内であり、唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのスタート地点となっている。
4	竜舞崎	5.15	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所である。クロマツ林の遊歩道と岩礁の景観が魅力となっている。
5	巨釜	5.93	三陸復興国立公園内であり、代表的なりアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースの中継地点となっている。
6	半造	7.20	三陸復興国立公園内であり、代表的なりアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのゴール地点となっている。
7	大初平	20.21 (R6新規地区追加)	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所である田中浜、十八成浜の間に存し、両地区から視認できる区域となっている。
合計		190.74	

令和6年度森林害虫駆除事業(委託)(予定)



施業位置図(箇所1 舞根地区)



令和6年度森林害虫駆除事業	
区域図1	舞根地区(舞根)
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内
実施主体	宮城県

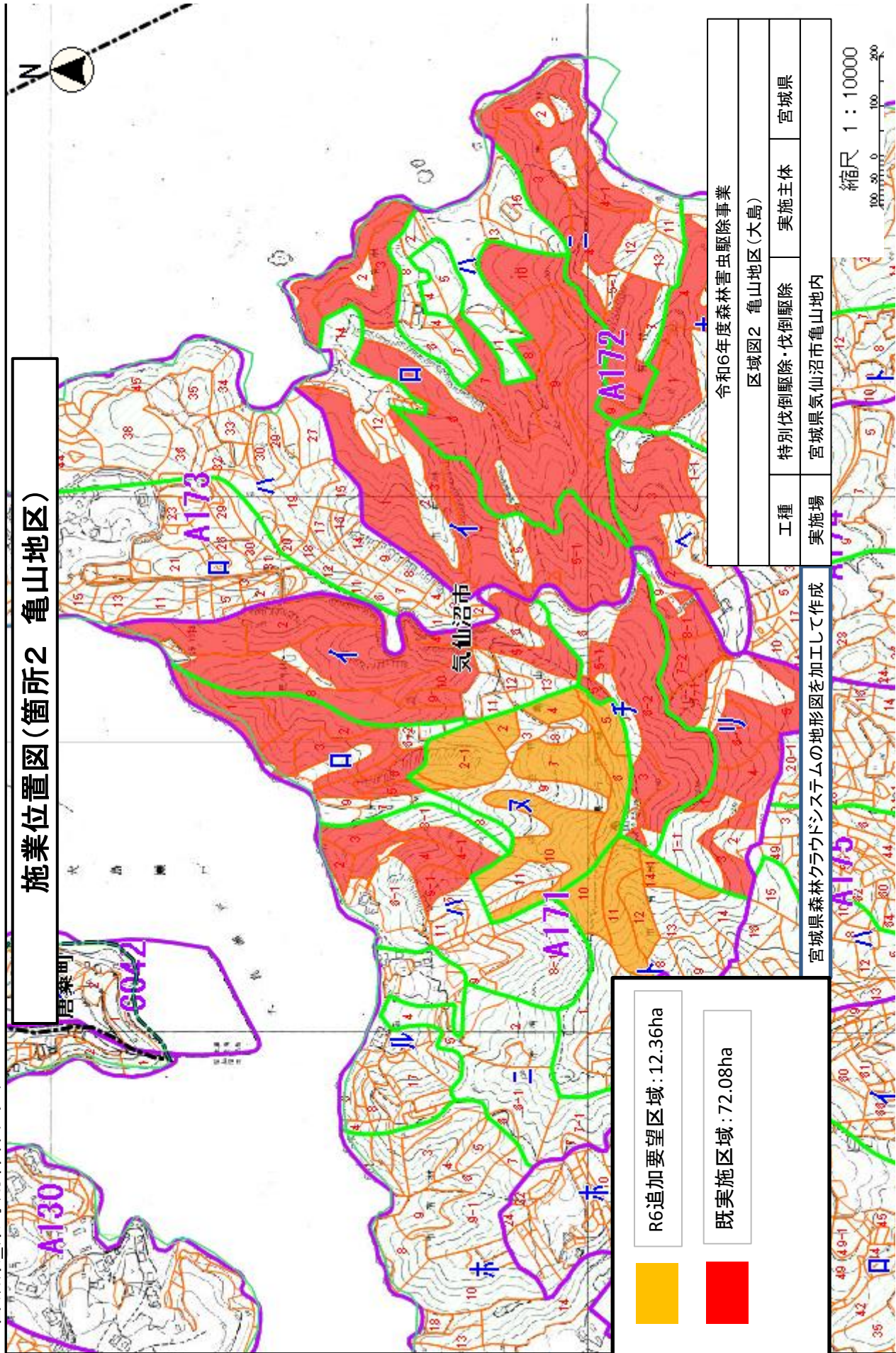
縮尺 1 : 10000

0 100 200

宮城県森林クラウドシステムの地形図を加工して作成

※協議事項2「2 高度公益機能森林の指定」における当該箇所における当該箇所の指定区域と追加要望区域(大臣命令)は必ずしも一致しない。(追加要望区域には既に高度公益機能森林に指定されている箇所もあるため、協議事項2の面積よりも多い。)

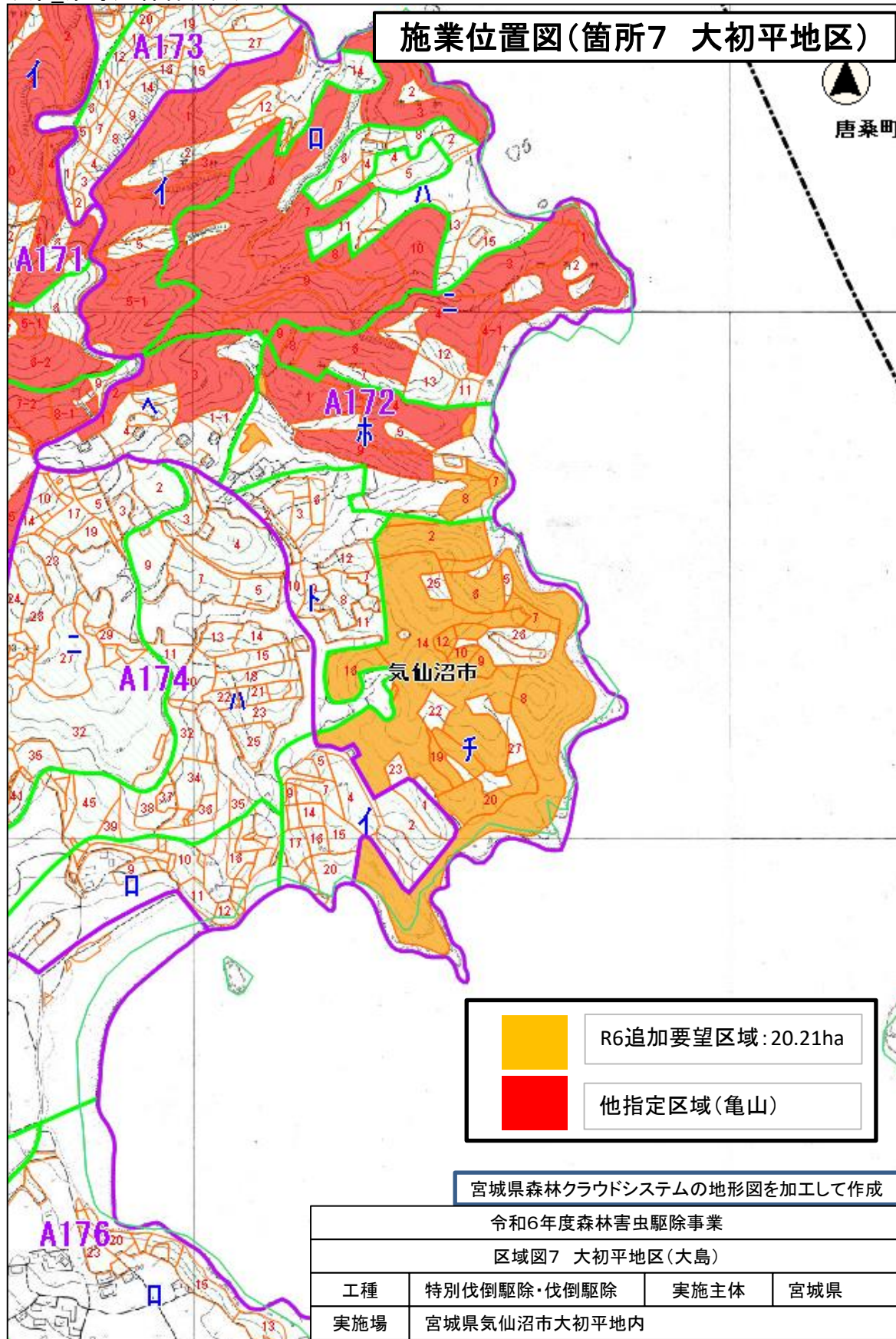
施業位置図(箇所2 亀山地区)



- R6追加要望区域: 12.36ha
- 既実施区域: 72.08ha

令和6年度森林害虫駆除事業	
区域図2 亀山地区(大島)	
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除
実施場	宮城県気仙沼市亀山地区内

縮尺 1 : 10000



縮尺 1 : 10000

